

瀬戸内市 e 街ギフト加盟店規約

第 1 条（総則）

本規約は、瀬戸内市 e 街ギフト加盟店（以下「加盟店」という）が、その店舗、施設等において第 2 条に定める瀬戸内市 e 街ギフトによる商品またはサービスの提供等（以下「商品提供等」という）を行う場合の、瀬戸内市と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。ただし、2020 年 8 月 27 日 14 時までに発行された瀬戸内市 e 街ギフトについては、当該発行時点における「瀬戸内市 e 街ギフト加盟店規約」が適用されるものとし、本規約は 2020 年 8 月 27 日 14 時以降に発行される瀬戸内市 e 街ギフトから適用があるものとする。

第 2 条（用語の定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 1 「加盟店」とは、本規約を承諾のうえ所定の申込書にて瀬戸内市に申し込み、瀬戸内市が承認した個人、法人および団体をいいます。
- 2 「瀬戸内市 e 街ギフト」とは、対象地域の加盟店にて、原則として、取得から別途定める期間に限って使用出来る瀬戸内市が発行する電子商品券をいいます。
- 3 「使用者」とは、瀬戸内市が規定した「瀬戸内市 e 街ギフト使用者規約」を承諾のうえ、瀬戸内市 e 街ギフトを加盟店で使用する者をいいます。
- 4 「瀬戸内市 e 街ギフト取引」とは、使用者が加盟店より商品提供等を受けた場合に、その売上相当額を瀬戸内市 e 街ギフトで取引することをいいます。
- 5 「瀬戸内市 e 街ギフト取引精算」とは、加盟店と瀬戸内市が本契約に基づき、瀬戸内市 e 街ギフト取引に対する精算をいいます。
- 6 「消し込み」とは、使用者が瀬戸内市 e 街ギフトを加盟店で使用した際に、電子スタンプを使ってスマートフォンへ押印すること等により、瀬戸内市 e 街ギフトを使用済み登録することをいいます。
- 7 「電子スタンプ」とは、使用者が瀬戸内市 e 街ギフトを使用した際に、加盟店が瀬戸内市 e 街ギフトの消し込みを行うために使用するスタンプ形状の電子機器をいいます。

第 3 条（加盟店）

- 1 加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフトが使用できる店舗、施設（以下「瀬戸内市 e 街ギフト取扱店舗」という）をあらかじめ瀬戸内市に所定の書面をもって申請

し、瀬戸内市の承認を得るものとします。瀬戸内市は申請を承認した場合、加盟店舗証を付与します。なお、瀬戸内市 e 街ギフト取扱店舗の追加、脱退についても同様とします。

2 加盟店は、加盟店舗証を店内の消費者が良く見える場所に掲示し、加盟店ポスター等掲示物は消費者が良く見える場所に掲示するものとします。

3 加盟店は、瀬戸内市から瀬戸内市 e 街ギフトの取扱に関する調査協力依頼があった場合、速やかに協力するものとします。

4 加盟店は、瀬戸内市が瀬戸内市 e 街ギフトの利用促進のために、加盟店の個別の了承なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載することを、あらかじめ異議なく認めるものとします。

5 加盟店は、電子スタンプ、加盟店舗証、ポスター等を本規約に定める目的以外の用途に使用してはならないものとし、これを第三者に使用させてはならないものとします。

6 加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、瀬戸内市が支給した備品を速やかに返却するものとします。

第 4 条（届出事項の変更）

1 加盟店は、瀬戸内市に届け出ている店舗名、代表者、電話番号、メールアドレス、振込指定金融機関口座等、その加盟店申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、直ちに所定の方法により瀬戸内市へ届出、承認を得るものとします。

2 前項の届出がないために、瀬戸内市からの通知または送付書類、換金精算代金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

第 5 条（地位の譲渡等）

1 加盟店は、本契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。

2 加盟店は、加盟店の瀬戸内市に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。

第 6 条（業務の委託）

1 瀬戸内市は、本事業に係る業務を第三者に委託できるものとする。その場合第三者が瀬戸内市と協議した方法で加盟店との対応を取り行うものとします。

2 加盟店は、本契約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。

3 前項にかかわらず、瀬戸内市が事前に承諾した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。

4 前項により瀬戸内市が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者（以下「業務代行者」という）が委託業務に関連して瀬戸内市に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して瀬戸内市の損害を賠償するものとします。

5 加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に瀬戸内市の承諾を得るものとします。

第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）

1 加盟店は、本規約および瀬戸内市が別途提供する瀬戸内市 e 街ギフト取扱マニュアルに基づき商品提供等を行うものとします。

2 加盟店は、有効な瀬戸内市 e 街ギフトを提示した使用者に対し、瀬戸内市 e 街ギフトの取扱いを拒絶したり、現金客と異なる代金を請求したり、瀬戸内市 e 街ギフトの取扱いの金額に本規約に定める以外の制限を設ける等、瀬戸内市 e 街ギフトの使用者に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。

3 加盟店は、有効な瀬戸内市 e 街ギフトの使用者から瀬戸内市 e 街ギフトの取扱いまたは商品等に関し、苦情、相談を受けた場合、加盟店と瀬戸内市 e 街ギフトの使用者との間において紛議が生じた場合ならびに法令に違反する取引の指摘または指導を受けた場合には、加盟店の費用と責任をもって対処し、解決にあたるものとします。

4 加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフト取引を行う場合には、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認するものとします。

(1) 瀬戸内市 e 街ギフト利用画面

(2) 瀬戸内市 e 街ギフト利用金額

(3) 瀬戸内市 e 街ギフトに電子スタンプが押印され、使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時

5 加盟店は、システムの障害時、通信障害時、またはシステムの保守管理に必要な時間およびその他やむを得ない場合には、瀬戸内市 e 街ギフト取引を行うことができないことをあらかじめ承諾するものとします。その場合の逸失利益、機会損失等についてはいかなる場合にも瀬戸内市は責任を負わないものとします。

6 加盟店は、以下の場合は、電子スタンプによる消し込みは行わず加盟店毎に個別に割り当てた数字で消し込みを実施するものとします。

(1)電子スタンプの故障により消し込み行為が行えないことで瀬戸内市 e 街ギフト取引が行えない場合

7 瀬戸内市は、電子スタンプによる消し込みがあった場合に、瀬戸内市が定める日にデータを更新します。なお、加盟店は、売上額日計および振込金額を必ず確認するものとします。

8 加盟店は、1 件の瀬戸内市 e 街ギフト取引として処理されるものを、金額の分割等により複数の瀬戸内市 e 街ギフト取引にすることを禁じます。

9 加盟店は、瀬戸内市の指示を遵守するものとします。

第 8 条（電子スタンプ）

1 瀬戸内市は、加盟店に電子スタンプ 1 台を 2,000 円（税抜）で貸与します。ただし、キャンペーン等による無償貸与となる場合があるものとします。

2 加盟店は、瀬戸内市の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、電子スタンプを使用および保管するものとします。

3 加盟店は、電子スタンプを修理、修復する必要があるときは、事務局へ速やかに報告し、その後の対応は事務局の指示に従うこととする。ただし、加盟店の責めに帰すべき事由により紛失・故障等した場合には費用負担が発生することがあるものとする。

4 加盟店は、電子スタンプの設置場所を移動する場合には、あらかじめ瀬戸内市に届出等を行うものとします。

5 加盟店は、加盟店解約及び取消時には、貸与されている電子スタンプを全て瀬戸内市に返却するものとします。

第 9 条（取引の取り消し及び返金の禁止）

加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフト取引の取り消しを申し出た使用者に対し、取り消し及び返金対応することはできないこととします。

第 10 条（対象商品等）

瀬戸内市 e 街ギフトは、加盟店が取扱う商品提供等について使用できるものとします。ただし、別表第 1 に該当するものは対象外とします。

第 11 条（釣り銭）

瀬戸内市 e 街ギフトの利用にあたっては、釣り銭は支払われないものとします。

第 12 条（商品等の引き渡し）

加盟店は、商品提供等行う場合、瀬戸内市 e 街ギフトの使用者に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、商品提供等行う当日に商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、瀬戸内市 e 街ギフトの使用者に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。

第 13 条（利用上限額）

加盟店の業種により、利用者との瀬戸内市 e 街ギフト取引金額の上限は以下のとおりとします。

- (1) 宿泊施設、飲食店、体験商品の取扱店、レジャー施設 上限なし
- (2) 上記以外の業種の上限金額を 60,000 円とする

第 14 条（瀬戸内市 e 街ギフトの不正使用等）

1 加盟店は、提示された瀬戸内市 e 街ギフトの真贋に疑義があった場合には、瀬戸内市 e 街ギフト提示者または使用者に対し商品提供等を行わないものとし、その事実を直ちに瀬戸内市に連絡するものとします。

2 加盟店は、提示された瀬戸内市 e 街ギフトに対して電子スタンプで消し込みを実施する際、第 7 条第 4 項第 3 号のスタンプ印が表示されない場合、または、使用者が決済ボタンを押した後の支払完了画面の加盟店名、決済金額、決済日時が表示されない場合には、使用者に対して瀬戸内市 e 街ギフトの取引を行ってはならないものとします。

3 万が一、加盟店が前項に違反して商品提供等を行った場合、加盟店は当該代金金額について一切の責任を負うものとします。

4 偽造、変造、模造された瀬戸内市 e 街ギフトに起因する売上等が発生し、瀬戸内市が瀬戸内市 e 街ギフトの使用状況等の調査の協力を求めた場合には、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、瀬戸内市から指示があった場合もしくは加盟店が必要と判断した場合には、加盟店が所在する所轄警察署等へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第 15 条（売上債権の譲渡）

本契約に基づき加盟店が瀬戸内市に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、瀬戸内市は当該債権を瀬戸内市所定の手続きに従って処理するものとし、瀬戸内市は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第 16 条（換金手数料及び精算）

1 加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフト取引精算額の 2.0%に相当する額（以下「換金手数料」という）を瀬戸内市に支払うものとします。ただし、2022 年 3 月 31 日までは換金手数料を無料とします。

2 瀬戸内市が加盟店に対し支払う瀬戸内市 e 街ギフト取引精算代金は、瀬戸内市が別途定める締切日ごとに、当該締切日までの間に瀬戸内市に到着した取引データに係る売上金額の総額を加盟店からの請求とみなし、換金手数料を差し引いた金額を、加盟店指定の金融機関口座に振り込むことにより行うものとします。

第 17 条（加盟取消し）

1 加盟店が以下の事項に該当する場合、瀬戸内市は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとし、かつ、その場合瀬戸内市に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

(1) 加盟店または加盟店の従業員および加盟店の業務を行う者が本規約に違反したとき

(2) 加盟店申込書等加盟の際に瀬戸内市に提出した書面に虚偽の申請があったとき

(3) 差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき

(4) 加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると瀬戸内市が判断したとき

(5) 加盟店が瀬戸内市の信用を失墜させる行為を行ったと瀬戸内市が判断したとき

(6) 加盟店として不相当と瀬戸内市が判断したとき

2 加盟店は、前項の規定により加盟店登録の取消しを受けた場合には、直ちに加盟店の負担において、加盟店舗証をとりはずし、瀬戸内市が支給した備品を速やかに返却するものとします。

第 18 条（買戻特約等）

1 加盟店が本契約に違反して瀬戸内市 e 街ギフト取引を行った疑いがあると認められた場合は、瀬戸内市は調査が完了するまで瀬戸内市 e 街ギフト取引精算代金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より 30 日を経過してもその疑いが解消しない場合には、瀬戸内市 e 街ギフト取引精算を取消しまたは解除することができるものとします。なお、加盟店は瀬戸内市の調査に協力するものとします。調査が完了し、瀬戸内市が当該代金の支払いを相当と認めた

場合には、瀬戸内市は加盟店に当該代金を支払うものとします。なお、この場合には、瀬戸内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第19条（反社会勢力との取引拒絶）

1 加盟店は、加盟店及び加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします。

(1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）

(2) 暴力団員（暴力団の構成員）

(3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）

(4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力しもしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を使用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

(5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）

(6) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）

(7) 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）

2 加盟店が前項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると瀬戸内市が認めた場合、瀬戸内市は、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合瀬戸内市に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。また、この場合、瀬戸内市は、遅延損害金を支払う義務を負うことなく、瀬戸内市 e 街ギフト取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。

3 加盟店が第1項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると瀬戸内市が認めた場合には、瀬戸内市は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、瀬戸内市 e 街ギフト取引精算金の全部または一部の支払

いを保留することができるものとします。なお、この場合には、瀬戸内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

4 瀬戸内市は加盟店が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく瀬戸内市 e 街ギフト取引を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフト取引を行うことができないものとします。

第20条（瀬戸内市 e 街ギフトの使用停止）

加盟店が第7条（加盟店の義務、差別的取扱いの禁止等）に違反、第17条（加盟取消し）に該当した場合、および第19条（反社会的勢力との取引拒絶）に違反した場合、または該当する疑いがあると瀬戸内市が認めた場合、瀬戸内市は契約を解除するか否かにかかわらず、瀬戸内市 e 街ギフト取引精算金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、瀬戸内市は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

第21条（契約の更新）

加盟店または瀬戸内市が期間満了 3 ヶ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出がないときは、本契約は 1 年間更新し、以後はこの例によるものとします。

第22条（規約の変更）

瀬戸内市は加盟店の了解を得ることなく、本規約を変更することがあるものとします。この場合に本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。

第23条（合意管轄裁判所）加盟店は、瀬戸内市 e 街ギフトに関して瀬戸内市との間に紛争が生じた場合、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第24条（準拠法）

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

制定 2019年11月1日

改定 2020年8月27日

改定 2021年4月2日

別表第1

区分	事例
換金性・投機性の高いもの	商品券・ビール券・図書カード・文具券・ギフト券等の各種商品券、切手、印紙、プリペイドカード、有価証券、株等の個人による出資等
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの及び同条第1項5号に規定する射幸心をそそるおそれのある遊戯	・店舗型性風俗特殊営業 ・店舗型電話異性紹介営業 ・無店舗型性風俗特殊営業 ・無店舗型電話異性紹介営業 ・映像送信型性風俗特殊営業 ・パチンコ、マージャン等
出資や債務の支払い、事業所間の支払い	出資、仕入れ等の事業資金
国や地方公共団体等への支払い	税、公共料金、宝くじ等
消費拡大につながらないもの	振り込み代金・手数料、電気・ガス料金、土地・家屋の購入・賃貸、診療費・治療費等
その他瀬戸内市が不適切と判断する取引	